

## 第二工区における土地区画整理事業を見直した場合の基本的な考え方

安全で安心して快適な都市生活を送れるまちづくりを早期に実現するため、長期化した現在の中神土地区画整理事業第二工区から北ブロック・西ブロックを除外し、駅前ブロックの早期完了と北ブロック・西ブロックに必要な公共施設の整備を行う。

### 【駅前ブロックの基本方針】

- ① 駅前ブロックのみを第二工区とし、土地区画整理事業の早期完了を目指す。
- ② 現在定められている地区計画により、生活利便施設の立地促進と良好な住環境及び基盤施設の維持・保全を継続していく。

### 【北ブロック・西ブロックの基本方針】

#### 〈公共施設の整備方針〉

##### 道路整備

中神土地区画整理事業計画道路（以下、「計画道路」という）を基盤として整備する。

- ① 計画道路を中心とした道路網を整備する。
- ② 都市計画道路及び借上げ道路以外の計画道路を再検証し、不要な計画道路の廃止や幅員の見直しを行う。
- ③ 計画道路に含まれない市道（旧赤道）は、原則活用する。

##### 公園整備

中神土地区画整理事業計画公園（新畑公園、南文化公園）を整備する。

#### 〈公共施設の用地確保の方法〉

買収を基本とし用地を確保する。

#### 〈まちづくりの検討方法〉

##### ・（仮称）まちづくり検討委員会の設置

地域の権利者を含む委員からなる（仮称）まちづくり検討委員会を設置し、公共施設の整備内容を検討する。

##### ・地区計画の設定

道路及び公園整備を担保し、良好な都市環境を維持・保全するため、地区計画を定める。

※地区計画とは…地区計画は、地区の課題や特徴をふまえ、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけ、住民主体のまちづくりを進めていく手法です。